

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請者が法第二十二條の第十二項において準用する道路運送車両法第八十條第一項（同項第二号ロからニまでに係る部分に限る。）に該当しないことを信じさせるに足る書面

二 申請者が指定自動車整備事業者の指定を受けていない場合にあつては、次に掲げる書面
イ 第七條第一項第四号の点検（指定自動車整備事業規則（昭和三十一年運輸省令第四十九号）別表第二の二の項において定める方法に準じて行うものに限る。第四号、第六條第二項、第七條第二項及び第十四條第一項において同じ。）をする場所及び当該点検をするために必要な屋内作業場の面積並びに第七條第二号の自動車点検用機械器具の配置状況を記載した事業場の平面図

ロ 第七條第二項第二号の自動車点検用機械器具の名称、型式及び数を記載した書面並びにこれらの自動車点検用機械器具が第七條第二項第三号に規定する要件に適合することを証する書面
三 第十四條第一項の自動車点検員に選任しようとする者の氏名及びその者が第十四條第一項各号の一に該当する者であることを記載した書面並びにその者の同意書
四 申請者が当該申請者以外の者の事業場に備えられている第七條第一項第四号の点検をするために必要な設備を使用しようとする場合にあつては、次に掲げる書面

イ 当該設備の所在地を記載した書面
ロ 当該設備の使用に係る者の氏名又は名称及びこれらの者の最近三か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面
ハ 当該設備の使用に関する契約書の写し
ニ 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積を記載した書面
五 申請者が優良自動車整備事業者の認定又は指定自動車整備事業者の指定を受けていない場合にあつては、次に掲げる書面

イ 整備用の主要な設備及び機器を記載した書面
ロ 事業場の設備を記載した平面図
ハ 貸借対照表及び損益計算書

（指定点検整備事業に係る基準）

第六條 法第二十二條の第十項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第二十二條の第十一項の点検に付随して行われる整備作業（原動機を解体して行う整備作業を除く。）が実施できること。ただし、次に掲げる作業（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三條に規定する電子制御装置整備に該当するものを除く。）は、他に委託してもよい。

- イ 機械加工
 - ロ 鍛冶
 - ハ メッキ
 - ニ 溶接
 - ホ タイヤの修理
 - ヘ 車枠及び車体の修理
 - ト 電気装置の修理
 - チ 計器の修理
 - リ 自動変速装置その他特殊な部品の修理
- 二 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理されること。
- 三 工員の組織及び配置が合理的であること。
- 四 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）による自動車整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていること。
- 五 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。
- 六 法又はこの省令の規定を遵守することができる体制を有すること。
- 2 指定点検整備事業者が当該指定点検整備事業者以外の者の事業場に備えられている次条第一項第四号の点検をするために必要な設備を使用する場合にあつては、次に掲げる要件に適合しなければならない。
- 一 当該設備は、当該指定点検整備事業者の事業場と当該設備との間の道路交通の状況、使用の形態等を勘案して、これを使用する全ての事業者が支障なく点検業務を行うことができる位置にあること。
 - 二 当該設備の能力は、これを使用する全ての事業場の整備能力に対応したものであること。
 - 三 当該設備の使用に関する契約において、これを使用する全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。
 - 四 当該設備を使用して点検をする自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

（点検の基準）

第七條 法第二十二條の第十一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）別表第五に定める全ての点検
二 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、前号に掲げる点検のみによつては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、指定自動車整備事業規則別表第四に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

- 三 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、第一号に掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検
- 四 指定自動車整備事業規則別表第二の一の項及び二の項に定める方法に準じて行う点検
- 二 前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。
- 一 前項第四号の点検をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。
- 二 対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。
- イ ホイール・アライメント・テスタ又はサイドスリップ・テスタ
- ロ ブレーキ・テスタ
- ハ 前照灯試験機
- ニ 音量計
- ヘ 速度計試験機
- ヘ 一酸化炭素測定器
- ト 炭化水素測定器
- チ 黒煙測定器又はオバシメータ
- リ 検査用スキャンツール
- 三 前号の自動車点検用機械器具は、道路運送車両法施行規則第五十七条第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
- 3 指定点検整備事業者は、第一項第二号又は第三号に定める点検を行うおとすときは、あらかじめ、依頼者に必要と認められる点検の内容を説明し、了解を得なければならない。
- (自動車点検用機械器具の校正)
- 第八条 前条第二項第二号(リを除く。)の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。
- 2 指定点検整備事業者は、前項の校正に関する記録を一年間保存しなければならない。
- (変更届出事項)
- 第九条 法第二十二條の二第十二項において準用する道路運送車両法第八十一条第一項第四号の事業場の設備のうち特に重要なものは、次のとおりとする。
- 一 第七条第二項第一号の屋内作業場の面積
- 二 第七条第二項第二号の自動車点検用機械器具の名称、型式又は数
- (標識の様式)
- 第十条 法第二十二條の二第十二項において準用する道路運送車両法第八十九条の様式は、第二号様式とする。
- (点検整備済証)
- 第十一条 点検整備済証の有効期間は、法第二十二條の二第十一項の点検及び整備を完了した日から十五日間とする。
- 2 点検整備済証の様式は、第三号様式とする。
- (指定点検整備記録簿の記載事項)
- 第十二条 法第二十二條の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項第五号の点検整備済証に関する事項は、点検整備済証の番号とする。
- (指定点検整備記録簿の様式)
- 第十三条 指定点検整備記録簿の様式は、第四号様式とする。
- (自動車点検員)
- 第十四条 指定点検整備事業者は、事業場ごとに、次の各号のいずれかに該当する一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車点検員を選任し、その者に第七条第一項第四号の点検を行わせなければならない。
- 一 次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロ以外の事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ(一)若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者(自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみ)に合格した者を除く。ロにおいて同じ。として一年以上(一級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者)あつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの
- ロ 対象とする自動車が二輪の小型自動車のみである事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上(一級自動車整備士(総合)又は一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者)あつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習のうち点検に係るものを修了したもの
- 二 道路運送車両法第七十四条第一項の自動車検査官の経験を有する者

三 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十三条に規定する審査事務を実施する者として自動車の審査業務（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）の経験を有するもの

四 道路運送車両法第七十六条の三十二第一項の軽自動車検査員の経験を有する者

2 自動車点検員は、他の事業場の自動車点検員となることができない。ただし、同一の指定点検整備事業者の他の事業場であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものについては、この限りでない。

一 自動車点検員の兼任に係る事業場は、当該事業場とその者が現に点検業務を行っている事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る事業場における点検業務量等を勘案して、当該自動車点検員が支障なくそれぞれの事業場の点検業務を行うことができる位置にあること。

二 兼任に係る自動車点検員が処理することとなる点検業務量は、当該自動車点検員が兼任に係る全ての事業場における点検業務を支障なく行うことができる範囲内のものであること。

3 道路運送車両法第七十六条の三十二第四項又は同法第九十四条の四第四項の規定による命令により軽自動車検査員又は自動車検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、自動車点検員となることができない。

4 指定点検整備事業者は、自動車点検員に関する次に掲げる事項を、指定点検整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 自動車点検員の選任に係る事業場の名称及び所在地

三 自動車点検員の氏名及び生年月日

四 第二項ただし書の規定により他の事業場の自動車点検員を届出に係る事業場の自動車点検員として選任しようとする場合にあっては、当該他の事業場の名称及び所在地

5 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前項第三号の者が第一項各号の一に該当することを証する書面

二 前項第三号の者が第三項の者に該当しないことを信じさせるに足る書面

三 前項第四号に掲げる場合にあっては、当該他の事業場の最近三か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

（申請書等の経由）

第十五条 第五条第一項の申請書並びに法第二十二条の二第二項において準用する道路運送車両法第八十一条第一項（同項第四号に係る部分に限る。）及び第二項の届出書は、正副二通を事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、地方運輸局長に提出しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

1 この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。

附 則 （平成二十七年一月九日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中指定自動車整備事業規則第四条第一号の改正規定及び第二条中総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条第一項第一号の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十八年三月一日国土交通省令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（自動車点検員に関する経過措置）

第七条 施行日前にこの省令による改正前の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条第三号に規定する者とは、この省令による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条第三号に規定する者とみなす。

附 則 （令和二年二月六日国土交通省令第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中自動車点検基準別表第三、別表第五及び別表第六の改正規定、第三条中優良自動車整備事業者認定規則第五条、第六条及び第二号様式の改正規定並びに第八条中総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条の改正規定 令和三年十月一日

（経過措置）

第十条 第二号施行日において現に総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定点検整備事業の指定を受けている者及び当該指定を申請している者に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条に規定する指定点検整備事業に係る基準については、第八条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条の規定にかかわらず、第二号施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 （令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

1 (施行期日)
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年一〇月一五日国土交通省令第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する準備行為)

第四条 総合特別区域法第二十二條の二第十項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七條第二項の規定の例により行うことができる。

2 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第九條第二号に掲げる事項に変更(検査用スキヤンツールに係るものに限る。)が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する経過措置)

第五条 施行日において現に総合特別区域法第二十二條の二第十項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者(前條第一項の規定による申請又は同條第二項の規定による届出をした者を除く。)に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七條第二項の規定の適用については、第三条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二五日国土交通省令第四六号) 抄

(施行期日)

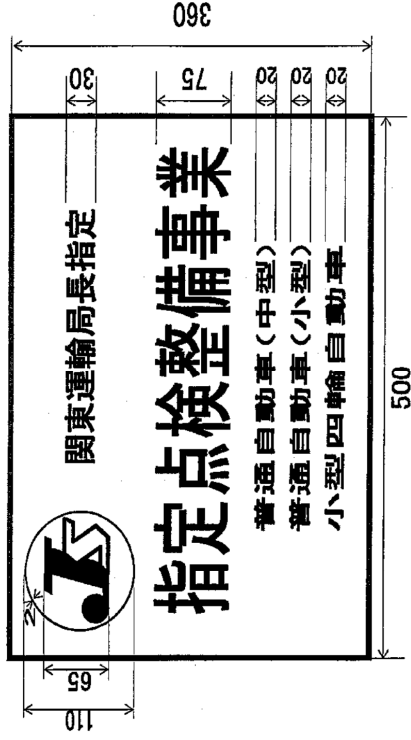
第一条 この省令は、令和九年一月一日から施行する。

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 少なくとも一人の旧検定に合格した者を有する事業場に関して第五条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令(以下「新総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令」という。)第十四條の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる新総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	自動車を車体・電子制御装置整備士	十六号) 附則第八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。ロにおいて同じ。)
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	自動車を車体・電子制御装置整備士	十六号) 附則第八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。ロにおいて同じ。)
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第十四條第六十二條の二の二第一項第七号イ又はハ	一級自動車整備士(総合)	一級自動車整備士(総合)又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士

第二号様式(指定点検整備事業者の標識)(第十条関係)



備考

- (1) 指定点検整備事業者の標識は、図示の例により、上段に標識及び指定を行った地方運輸局長名を、中段に「指定点検整備事業」の文字を、下段に対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。
 - 普通自動車(大型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン未満のものであって、乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。)
 - 普通自動車(中型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン未満のものであって、最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車(大型)以外のものを対象とする場合に限る。)
 - 普通自動車(小型) (普通自動車のうち普通自動車(大型)及び普通自動車(中型)以外のものを対象とする場合に限る。)
- (2) 対象とする自動車の種類が以上るときは、左右二列に配置すること。
- (3) 寸法の単位はミリメートルとする。
- (4) 標識は、金属製、合成樹脂製その他の耐久性を有するものとする。
- (5) 標識の塗色は、地色を白色とし、文字及び標章を黒色とすること。

第四号様式（指定点検整備記録簿）（第十三条関係）

指定点検整備記録簿

○点検及び整備の概要等

○自動車点検用機械器具等による点検

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯		警 音 器		構 造
前 前 軸	右 左	N kg	軸重 左右差	N N/kg	取 付 高 さ	右 左	cd	聴感・テスト デシベル		
前 後 軸	右 左	N kg	軸重 左右差	N N/kg	下 下	cm	cm	速度計の誤差 +-	定常走行騒音 聴感・テスト デシベル	
後 前 軸	右 左	N kg	軸重 左右差	N N/kg		cm	cm	指示針の振れ	排気騒音 聴感・テスト デシベル	
後 後 軸	右 左	N kg	軸重 左右差	N N/kg	主×100 主×100	左・右	左・右	速度表示灯の誤差 +-	C O	
計		N	車両重量	N/kg		cd	cd	タイヤの振れ	H C	
手 動		N		N/kg	幅×100	幅×100	サイド・スリップ イン・アウト	良 ・ 否	400・200・特殊 ppm	
走行テスト 等の方法と 結果					度	度		黒煙・粒子状物質 視認・テスト	% m ⁻¹	

○目視等による点検

① 最低地上高	<input type="checkbox"/>
② 最大安定傾斜角度	<input type="checkbox"/>
③ 最小回転半径	<input type="checkbox"/>

○自動車検査証の記載事項との照合

自 動 車 の 種 別		用 途	自家用・事業用の別	車体の形状	車 名	型 式	乗車定員	最大積載量
普通・小型	貨物		自家用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長 さ	幅	高 さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	kW	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受 付 年 月 日	年 月 日	(依頼者の依頼事項)	初度登録年月
依 頼 者 の 氏 名 又は名称及び住所			年 月
(備考)			点検及び整備を完了した年月日
			年 月 日
			自動車点検員の氏名
			点検整備済証の番号

(日本工業規格A列3番)

備考

- 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
a 車台番号
b 自動車登録番号
- 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
- 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
- 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- 「目視等による点検」欄には、指定自動車整備事業規則別表第二の構造に関する検査のうちのこの項目についての点検結果を記載すること。